

用地補償のあらまし



倉敷市

(令和6年度作成)

はじめに

倉敷市では、豊かで魅力あふれる住みよい地域づくりなどの実現に向け、道路や公園整備などの公共事業を進めています。これらの事業を行うためには、市民の皆様のご大切な土地をお譲りいただいたり、建物などの移転をお願いしなければなりません。そのために大変なご迷惑をおかけしますが、公共事業の必要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

この「用地補償のあらまし」では、市が事業計画を作成して整備を行う街路・道路・公園などの公共事業において、皆様のご大切な財産である土地などをお譲りいただく際の一般的な補償の内容や考え方をご理解いただけるよう作成しました。

なお、内容についてご不明な点などございましたら、市用地室へお問い合わせいただくと幸いです。

※公共事業の目的や内容によって、寄付などにより用地の提供をお願いする場合があります。詳しくは、事業を担当する部署にお問い合わせください。

目 次

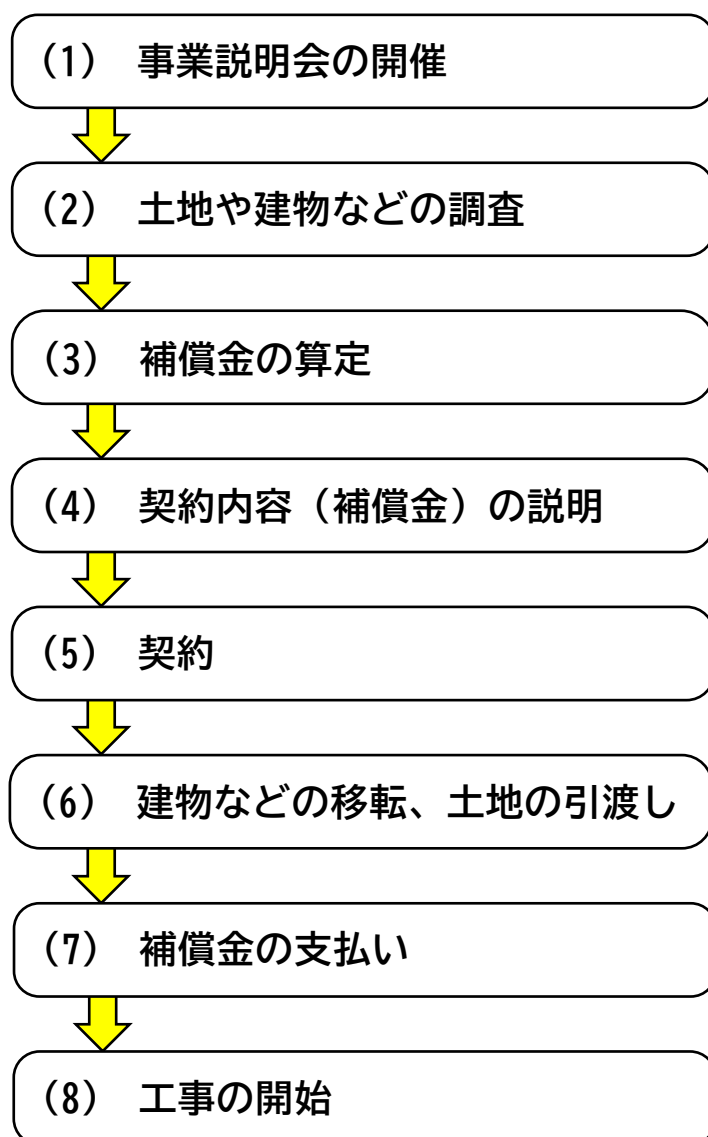
1	用地補償について	1
2	用地補償の流れについて	1
3	用地補償の概要について	
(1)	事業説明会の開催	2
(2)	土地や建物などの調査	2
(3)	補償金の算定	4
(4)	契約内容（補償金）の説明	6
(5)	契約	6
(6)	建物などの移転、土地の引渡し	7
(7)	補償金の支払い	7
(8)	工事の開始	7
4	税法上の優遇措置（収用等の課税の特例）について	
(1)	事業用地を譲渡していただいた場合	8
(2)	代替地を提供された場合	11
5	その他の事項について	
(1)	固定資産税、都市計画税	12
(2)	所得税や住民税の配偶者控除、扶養控除について	12
(3)	国民健康保険、後期高齢者医療制度	12
(4)	介護保険、健康保険	13
(5)	納税猶予の特例を受けた農地などについて	13
(6)	不動産取得税	14
(7)	消費税および地方消費税について	14
(8)	土地改良区決済金について	14
(9)	年金関係	15
6	用地補償に関する主な質問と回答について	16
7	関係機関一覧表	22

1 用地補償について

公共の利益となる事業を施行する際に、皆様の大切な土地をお譲りいただいたり、建物などの移転をお願いするときは、国の損失補償基準に準じて、土地の譲渡、建物などの移転費用を適正かつ公平に算定し補償します。

2 用地補償の流れについて

用地補償の主な流れは以下のとおりです。



3 用地補償の概要について

(1) 事業説明会の開催

公共事業を施行する区域の土地・建物所有者などの方々や関係住民の方々に、事業の目的や内容、用地補償について説明会を開催します。

(2) 土地や建物などの調査

公共事業を施行する区域の土地・建物所有者などの方々から、お譲りいただく土地や、移転していただく建物などについて調査します。

ア 土地の調査、測量

事業に必要な土地の範囲を明らかにするため、土地の境界を確認し、測量を行います。

(ア) 境界立会および境界確認と用地幅杭の設置

土地所有者や隣接地所有者、関係者の立会のもとに境界を確認していただきます。そのうえで市が委託した業者が、用地幅杭(事業に必要な土地の範囲を示す杭)を設置します。

(イ) 土地の測量

確認された境界により、個々の土地における事業に必要な土地の面積を算出します。

なお、お譲りいただく土地を分筆登記する場合は、土地所有者ならびに隣接地所有者の方々に境界確認を行っていただきます。その後、登記手続きの際に、確認書への実印の押印と印鑑登録証明書を提出していただきます。



イ 建物などの調査

建物などの調査は、補償金の算定や移転方法の検討に必要な基礎データを収集するため、屋内外に立ち入らせていただき、種類、構造、数量について調査します。なお、調査時に写真を撮影させていただきます。

これらの調査は、あらかじめ日時を決めて、建物など所有者や占有者の方に立ち会っていただき、市職員、または市が委託した業者が行います。

(ア) 建物

建物の配置、構造、規模、用途、建築年月を調査します。

【建物として調査する例】

電気設備： 電灯、コンセント、スイッチ

給排水設備：水道管、排水管、汚水ます

衛生設備： 洗面台、浄化槽、便槽

その他： 換気扇、ガス など



(イ) 工作物

種類、形状、寸法や設置時期を調査します。

【工作物として調査する例】

建物以外の物置、車庫、門扉、塀、コンクリートたたきなど

(ウ) 立竹木

樹種、幹回りの寸法、本数、手入れの状況を調査します。

(エ) 動産

引越し荷物として考えられる家財道具、商品やその他の荷物類の容量を調査します。

ウ 居住者などの調査

(ア) 居住者

引越しが必要となる現に居住している方々の住所、氏名を住民基本台帳や必要に応じて居住されている方への聞取りにより調査します。

(イ) 借家人・借間人

家主との契約内容により、借りている期間、契約面積、家賃及び権利金を調査します。

(ウ) 営業者

営業を営んでいる場合、営業実態を正確に把握し、移転に伴い発生する営業上の損失に対する補償額を算定するため調査します。



調査時に、税務署へ提出された確定申告書（写）や、各種財務書類を提出していただきます。あわせて、聞取りにて営業内容を調査します。

(3) 補償金の算定

調査結果をもとに、個々の補償について、その所有や権利の形態に基づき、該当する以下の項目の補償金を算定します。

ア 土地に対する補償

土地の価格（農道用地取得のための事業を除く。）は、近隣の正常な不動産取引価格、地価公示価格、地価調査標準地価格、不動産鑑定士の鑑定価格などを参考にして、適正に評価します。

土地の面積は、実測により算出します。また、地目は、登記簿の地目ではなく、現在の利用状況により判断したものを、現況地目として認定します。

イ 建物などの補償

公共事業を施行する区域の中に建物などがあるときは、区域の外へ移転していただきます。これに伴う移転費用については、次の項目により算定し補償します。

(ア) 建物移転補償

土地と建物の位置関係、建物の構造、用途、その他の諸条件を考慮して、移転工法の検討を行い、撤去費と新たな場所に設置するための費用を補償します。

(イ) 工作物補償

門、塀などの工作物については、構造、用途、移設の可否を考慮した上で、撤去費と新たな場所に設置するための費用を補償します。

(ウ) 立竹木補償

庭木などについては、移植または伐採に要する費用を補償します。

(エ) 動産移転補償

建物などに存する動産（家財道具、商品など）の引越し費用を補償します。



(オ) 営業補償

店舗や工場などを移転することにより、販売や製造を一時休業する必要があると認められる場合には、休業することによって生ずる収益減（個人営業の場合は所得減）を補償します。



(カ) 家賃減収補償

賃貸している建物を移転することにより、移転期間中の賃貸料を得ることができないと認められる場合に生ずる減収相当額を補償します。

(キ) 借家人・借間人補償

移転する建物に借家、借間されている方で、
移転後、引き続き借りることが困難な場合には、
現在の建物と同程度の家、間取りを借りる
ために要する費用を補償します。(☞20ページ Q11番関連)



(ク) 移転雑費補償

建物の移転先を探すための費用や、住居移転の届出、登記費用など法令上の手続きに要する費用を補償します。

(4) 契約内容（補償金）の説明

土地の価格や建物などの移転に伴う補償金額の内容について
土地所有者、関係者の方々へ個別に説明します。



(5) 契約

補償金額の内容をご了承いただきますと、書面により土地売買などに関する契約を締結します。

契約にあたり準備していただくものは以下のとおりです。

- ア 実印（印鑑登録してある印鑑）
- イ 印鑑登録証明書
- ウ 補償金支払先の口座番号が確認できるもの
- エ マイナンバーカードまたはマイナンバーが分かるもの（通知カードなど）

(6) 建物などの移転、土地の引渡し

建物、工作物、立竹木などを移転していただくとともに、土地の引渡しを行っていただきます。なお、お譲りいただく土地の所有権移転登記は市が行います。

(7) 補償金の支払い

土地の引渡しと土地の所有権移転登記が完了しますと、口座振込みにより補償金をお支払いします。

なお、補償金の一部を前払いすることができる場合がありますので、詳しくは市用地室担当者にご相談ください。(土地7割以内、物件7割以内)

(8) 工事の開始

道路や公園整備などの公共工事が始まります。



4 税法上の優遇措置（収用等の課税の特例）について

補償契約の締結が終わり、市から補償金が支払われた場合、その補償金は税法上では、譲渡所得、一時所得、事業所得又は不動産所得などとして扱われます。補償金に対しての税金は、一定の要件※1に該当するときには、以下の税法上の優遇措置を受けることができます。

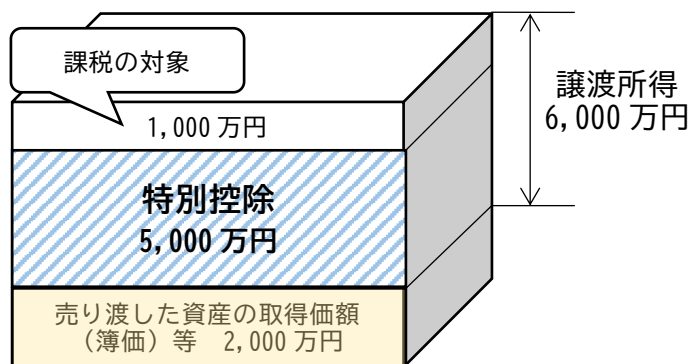
(1) 事業用地を譲渡していただいた場合

以下のア、イの税法上の優遇措置があります。どちらかの優遇措置を選択することができます。

ア 5,000万円の特別控除

特例の内容	譲渡所得から最高5,000万円までの金額を差し引くことができます。※2
適用条件①	市が発行する、「買取り等の申出証明書」「買取り等の証明書」「収用証明書」を添付して所轄税務署に確定申告していただくこと。
適用条件②	土地・建物所有者などの権利者の方々が、 <u>市から最初</u> に買取り等の申出を受けた日から6か月以内に資産を譲渡していただくこと。
適用条件③	同一事業について2以上の年にまたがって譲渡が行われた場合、最初の年に譲渡した資産に限りこの特例を受けること。

(例) 市と8,000万円の補償金額で契約し5,000万円の特別控除を選択した場合

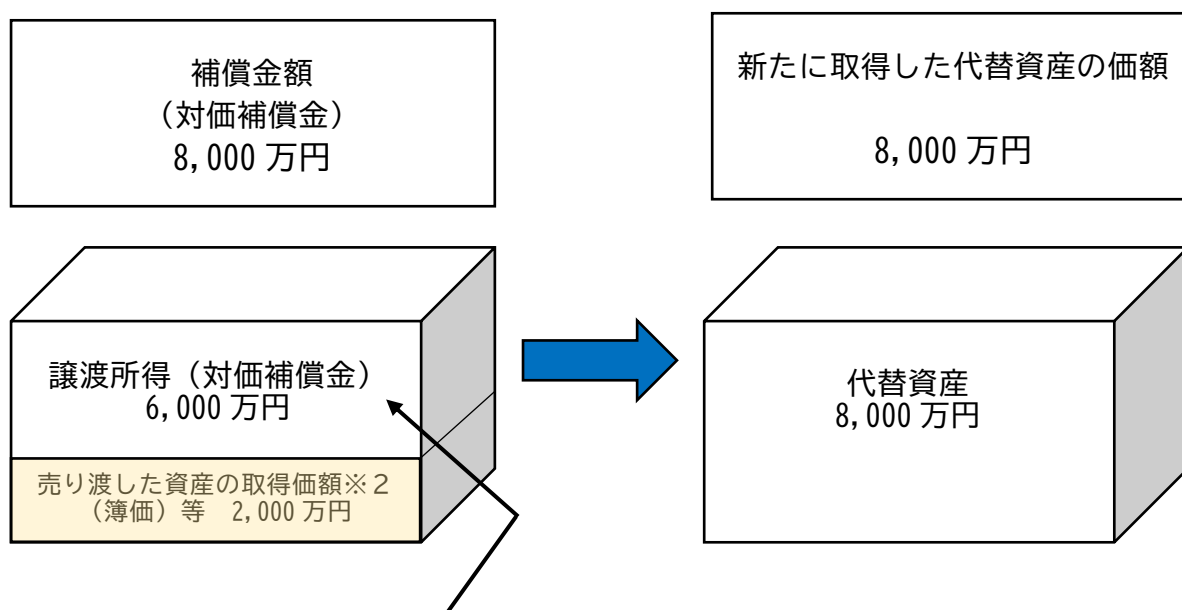


取得価額（簿価）が2,000万円の資産（※3）を8,000万円で市にお譲りいただいた場合、譲渡所得は6,000万円となります。この特例を適用した場合、6,000万円から5,000万円が控除され、控除後の1,000万円だけが課税の対象となります。

イ 課税繰延べの特例

特例の内容	代替資産の取得価額相当分を、補償金額から差し引くことができます。※2
適用条件①	市が発行する、「買取り等の申出証明書」「買取り等の証明書」「収用証明書」を添付して所轄税務署に確定申告していただくこと。
適用条件②	補償金額から、新たに代替資産を取得（原則として、契約日から2年以内）すること。

(例)市と8,000万円の補償金額で契約し、代替資産を8,000万円で取得した場合



一般の取引の場合、この部分（6,000万円）に譲渡所得税が課税されますが、課税繰延べの特例を適用した場合、代替資産が8,000万円を超えているため、「譲渡がなかったもの」とみなされ、課税されません。※4

ただし、補償金額が代替資産の価額より大きく、差額が残る場合は課税されます。

【ご注意】

※1 特例を適用できる事業は、単に公共事業用地のために買い取られたというだけでは、特例が適用されません。

租税特別措置法では、この特例を適用できる事業として、土地収用法や都市計画法などの法律に基づく収用権が付与される事業に限定しています。

なお、公有地の拡大の推進に関する法律による公共用地の先行取得で用地をお譲りいただいた場合は、特例の内容が異なりますので、どのような事業に該当するのかは、事業の担当部署にご確認ください。

※2 譲渡所得（補償金）のうち、特例を適用することができるのは、原則として「収用等の目的となった資産の対価として支払われる補償金」（税法では「対価補償金」といいます）に限られます。

（[🏠 21 ページ](#) Q14 番関連 主な補償金の課税区分一覧表）

※3 取得価額（取得費）は、確定申告の際に税法で定められた基準により計算されますので、詳しくは所轄の税務署にお問い合わせください。

※4 この特例を適用すると、代替資産の取得価額は実際の価額（例では 8,000 万円）ではなく、税法上は市と契約された資産の取得価額（簿価）（例では 2,000 万円）を引き継ぐことになります。

その結果、将来、代替資産を売却する必要となったときは、この課税繰延べの特例により課税がされなかった譲渡所得（例では 6,000 万円）に対して、課税されること（繰り延べされること）になります。

詳しくは所轄の税務署にお問い合わせください。

(2) 代替地を提供された場合

1, 500万円の特別控除

市に事業用地を譲渡していただく方に、代替地として土地を提供されますと、代替地を提供された方は税法上の優遇措置（譲渡所得から最高1, 500万円まで特別控除される。）が受けられる場合があります。

この場合は、倉敷市へ事業用地を譲渡していただく方、代替地を提供される方および市の三者が一括して土地売買に関する契約を締結します。

【ご注意】

代替地が事業用地、あるいは棚卸資産（商品）（※）に該当する場合は、これらの税法上の優遇措置は受けられません。

（☞18ページ Q8番関連）

※棚卸資産とは、会社が販売する目的で一時的に保有している商品・製品・原材料・仕掛品の総称で、一般的に「在庫」とも言います。ここでは、代替地が在庫の商品である場合を示します。

5 その他の事項について

(1) 固定資産税、都市計画税

固定資産税、都市計画税は、毎年1月1日現在の土地や家屋の所有者の方に課税されるため、土地や家屋などを譲渡した年分のこれらの税金は、全額負担していただくことになります。

(2) 所得税や住民税の配偶者控除、扶養控除について

配偶者または被扶養者の方が、土地や建物などを譲渡した場合に、一定の所得金額を超えると、その年分の配偶者控除または扶養者控除の適用を受けることができません。

詳しくは、最寄りの税務署、または市民税課にご相談ください。

(3) 国民健康保険、後期高齢者医療制度

国民健康保険または後期高齢者医療制度では、土地を譲渡した場合、土地を譲渡した所得（譲渡所得－特別控除＝保険料賦課対象所得）と他の所得との合計額を基礎として保険料が計算されます。

そのため、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方は、譲渡した年の翌年度の保険料が上がる場合があります。また、給付を受けている方は、医療機関などの自己負担割合が変更になる場合があります。

詳しくは、国民健康保険課または医療給付課（後期高齢者医療制度）にご相談ください。

(4) 介護保険、健康保険

介護保険では、土地を譲渡した場合、土地を譲渡した所得（譲渡所得－特別控除＝保険料賦課対象所得）と他の所得との合計額を基礎として保険料が計算されます。

そのため、65歳以上の方（第1号被保険者）が土地を譲渡した場合、譲渡した年の翌年度の保険料が上がることがあります。

また、介護サービスを受けている方は、介護施設などの自己負担割合が変更になる場合があります。詳しくは介護保険課にご相談ください。

なお、会社などにお勤めの方の健康保険や公務員の方（いわゆる「協会けんぽ」や「健保組合」、または「共済組合」）については、お勤めの会社などの医療保険担当者にご相談ください。

(5) 納税猶予の特例を受けた農地などについて

農地などの相続税、贈与税または不動産取得税の納税猶予制度の特例を受けて納税を猶予されている方が、土地を譲渡した場合、譲渡した農地などに見合う税額を税務署または県民局税務部に納付していただくことになります。

なお、相続税、贈与税にかかる利子税および、不動産取得税にかかる延滞金の額は、税務署または県民局税務部に、「利子税の特例の適用に関する届出」をすることにより、全額が免除されることがあります。

なお、この取り扱いは平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間で、有償譲渡の場合に限るなどの条件があります。

詳しくは、最寄りの税務署または県民局税務部にご相談ください。

(6) 不動産取得税

契約の日から2年以内に代替地を取得した場合および建物等移転補償を受けて新築などをした場合には、最寄りの県民局税務部に「不動産取得税減額・還付申請書」を提出することにより不動産取得税が軽減される場合があります。

詳しくは、最寄りの県民局税務部にご相談ください。

(7) 消費税および地方消費税について

土地代金に消費税などは課税されません。

移転していただく建物、工作物、立竹木などの移転補償金は、それ自体には消費税などは課税されませんが、建物などの所有者の方が、建物、工作物、立竹木などの移転工事を専門業者に依頼する場合、課税されるものがあります。

このような課税対象となるものについて、消費税相当額を含んだ移転補償金を算定します。なお、建物、工作物、立竹木などを事業者の方が所有している場合の移転補償金については、事業者の方が申告している消費税の確定申告書から課税売上割合など、仕入れ控除となるかどうかを調査し、消費税相当額の補償の有無を判断します。

(8) 土地改良区決済金について

土地改良事業に係る経費を償還中の場合および事業を実施中の土地については、買収に伴い当該経費（買収面積に対応する部分）を土地改良区に対して決済しなければならないことになっています。なお、決済金は補償対象になりません。

詳しくは、農業委員会事務局にご相談ください。

(9) 年金関係

ア 農業者年金（経営移譲年金）

後継者に農業経営を移譲して年金を受給している方（農業者年金経営移譲年金受給者）が、経営移譲している農地を売買する場合は、あらかじめ使用貸借権の解約手続きを農業委員会で行う必要があります。

農地の返還を受けた場合、通常経営移譲年金は支給停止になりますが、公共事業（土地収用法などに該当する事業）のために農地を提供した場合、年金が支給停止にならないことがありますので、農業委員会事務局にあらかじめご相談ください。

イ 福祉年金など（障がい基礎年金、遺族基礎年金、特別障がい給付金、特別障がい者手当）

福祉年金などの受給者およびその配偶者ならびに扶養義務者の方が土地を譲渡した場合は、その所得が支給制限限度額を超えると、支給停止されます。

詳しくは、次の関係担当部署にご相談ください。

福祉年金などの種類	相談窓口
障がい基礎年金、遺族基礎年金、特別障がい給付金	倉敷市市民課国民年金係または 倉敷東年金事務所（旧社会保険事務所）
特別障がい者手当	倉敷市障がい福祉課

6 用地補償に関する主な質問と回答について

Q1 土地はすべて買い取ってくれるのか？

(答) 事業に必要な部分の土地以外は買取りを行っていません。

Q2 市に譲り渡す土地に要した造成工事や擁壁工事に掛かった費用は、補償してくれるのか？

(答) 擁壁などは、土地の崩落を防止するための施設であり、土地と一体となつて取引されるものとして、土地の価格に含まれます。

Q3 土地に抵当権が登記されているが、どうなるのか？

(答) 土地の全てが事業に必要となり、市にお譲りいただく場合は、市と土地所有者との土地売買に関する契約締結に先立ち、抵当権者との間で権利抹消について話し合っていたいただき、事前に抵当権を抹消していただかなければなりません。

ただし、土地の一部のみをお譲りいただく場合は、抵当権者の同意をいただくことで、市が事業に必要となる土地の抵当権を抹消することができます。詳しくは市用地室担当者までご相談ください。

Q4 土地に借地権がある場合、どうなるのか？

(答) 土地に借地権がある場合には、土地所有者と借地人との間で、お互いに権利の有無などについての話し合いが必要となります。お互いの協議で決定した割合または金額に応じ、土地代金をお支払いします。

Q5 相続が発生しており、登記名義人を変更していないが、どうなるのか？

(答) 登記名義人が死亡されている場合は、相続人同士の話し合いによる相続手続き（遺産分割協議）が必要となります。

なお、事業に必要な土地に限り、遺産分割協議の書面を借用して、市が土地所有者に代わって登記を行うことができます。

相続登記の申請の義務化について

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、法務局に相続登記の申請をする必要があります。

(令和6年4月1日施行) 詳しくは、法務局にご確認ください。

法務省 HP https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html
「不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」



Q6 家のローンが残っている場合、どうなるのか？

(答) 住宅ローンに対する補償はございません。借り入れの返済については、建物などの所有者の方で金融機関への手続きをお願いします。

Q7 土地を提供する代わりに、代替地をあっせんして欲しい。

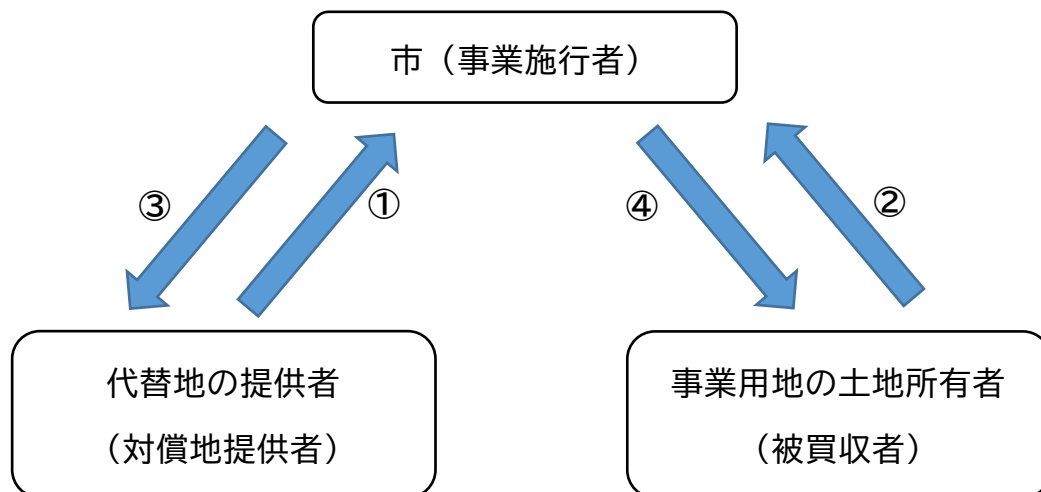
(答) 損失補償は原則として金銭で行うこととなっていますので、建物などを移転するために代替地が必要となる場合は、土地所有者の方で捜していただくよう、ご理解をお願いします。

ただし、ご自身での移転先の確保が困難な場合には、民間不動産情報の提供など可能な範囲でお手伝いします。

Q8 代替地の三者契約について詳しく聞きたい。

(答) 三者契約は、市（事業施行者）、事業用地の土地所有者（被買収者）および代替地の提供者（対償地提供者）の三者が、次に掲げる内容について、契約を行うもので、一括契約方式ともいいます。

- ① 代替地の提供者は、市に代替地（対償地）を譲渡する。
- ② 事業用地の土地所有者は、市に事業用地を譲渡する。
- ③ 市は、代替地の提供者に対価を支払う。
- ④ 市は、事業用地の土地所有者へ代替地（対償地）を譲渡する。



土地所有者の方により代替地の確保ができましたら、事業用地の土地所有者、代替地提供者および市の三者が一括して契約を締結します。

(事業用地の土地所有者の方)

代替地を三者契約で取得される場合に、代替地の所有権移転登記に必要な登録免許税は、事業用地の土地所有者の方にご負担いただきます。

なお、建物移転補償金の内、代替地などの移転先選定に要する費用および

建物の移転先確保のための契約に要する費用（印紙税）などは、減額されますが、代替地の所有権移転登記に必要な登録免許税については補償金に含まれています。

（代替地の提供者の方）

代替地提供者は、市から支払われる対価について、税法上の優遇措置（譲渡所得から最高1,500万円まで特別控除される。）が受けられる場合があります。ただし、代替地について、事前に仮契約や農地転用手続きなどをしますと、この税制上の優遇措置は受けられなくなりますので、ご注意ください。

Q9 市が提示する建物移転補償金はどのような内容なのか

（答）建物移転補償金は、現在価額（現在の建物と同じものをつくる費用に経過年数に応じた一定の率を乗じて減額された額）に、取り壊し費用及び廃材処分費用を加えた金額を補償します。

Q10 移転先の土地を探しているが、市の補償する代金では購入できない。算定がおかしいのではないか？

（答）公共用地の補償では、土地の対価だけでなく、建物などの移転料、営業上の損失など付带的損失も補償を行いますが、これら付带的損失に対する補償は、公共事業に土地を提供いただく現在の財産的価値を基準として計算し、かつ、生活、営業などを維持復元できるような補償を定めておりますので、ご理解ください。

Q11 賃貸アパートなどに住んでいる場合の補償はどうなるのか？

(答) 公共事業に伴う建物移転により、借家人が賃借りを継続することが困難となるときは、引越しに要する費用に加えて、従来と同程度の建物や部屋を借りるために必要な金額を借家人に補償します。ただし、借家人が市との補償契約締結前に転居した場合は、補償できません。

Q12 市との土地売買に関する契約に基づき、建物の移転、撤去を行ったが、建物の滅失登記手続きはどうすればよいのか？

(答) 建物滅失登記(※)は、建物の所有者の方が、法務局で登記手続きを行ってください。

※建物滅失登記とは、登記簿上からその建物が存在しなくなったことを表示する登記手続きです。建物を取り壊した場合には、滅失の日から1か月以内に建物滅失登記申請を行わなければなりません(不動産登記法第57条)。詳しくは法務局にお尋ねください。

Q13 公共事業に協力したくない。話し合いには応じられない。今後どうなるのか？

(答) 公共事業の施行に必要な土地は、話し合いによってお譲りいただくことを原則としていますので、まずは、話し合いのテーブルについてくださいますと幸いです。

自分の意思に反して、生活場所を公共事業用地に指定され、長年慣れ親しんだ生活スタイルを変更せざるを得ないなど、多大なご不便とご迷惑をおかけすることになりますが、利便性と安全性を高め、災害に強いまちづくりを進めていくために、格別のご理解とご協力をお願いいたします。

Q14 収用等の課税の特例を受けるためにはどのような手続きが必要か？

(答) 収用等の課税の特例を受けるには、契約成立後に市が発行する書類を添付して、所轄税務署に確定申告をする必要があります。市との契約成立後の確定申告に必要な書類として、「買取り等の申出証明書」「買取り等の証明書」「収用証明書」を送付しますので、大切に保管してください。

なお、収用等の課税の特例については、補償金の全部が対象になりません。

補償金の種類、支出目的により課税上の扱いが変わりますので、詳しくは

所轄税務署にご相談ください。


主な補償金の課税区分一覧表

補償金の種類	税法上補償金の区分	課税上の取り扱い
土地に対する補償金	対価補償金	収用等の課税の特例の適用があります。ただし、棚卸資産は除きます。
建物移転料（取り壊し）		
工作物移転料（取り壊し）		
立竹木補償金（伐採）		
借家人補償金		
建物移転料（曳家または移設した場合）	移転補償金	交付の目的にしたがって支出した場合には、実際に支払った費用を差し引いて残額があるときは、一時所得として課税されます。
工作物移転料（移設）		
動産移転料		
立竹木補償金（移植）		
移転雑費補償金		
家賃減収補償金	収益補償金	不動産所得として算入されます。
就業不能補償金		事業所得または雑所得として算入されます。
営業補償金		事業所得または雑所得として算入されます。

7 関係機関一覧表

(令和7年2月現在)


法務局

名 称	電話番号	業務内容等	QR コード
岡山地方法務局倉敷支局	086-422-1260	土地、建物の登記	


税務署

名 称	電話番号	業務内容等	QR コード
倉敷税務署	086-422-1201	所得税など国税の申告納税	
児島税務署	086-472-2630	同	
玉島税務署	086-522-3121	同	

岡山県

名 称	電話番号	業務内容等	QR コード
備中県民局税務部	不動産課税班 086-434-7019	土地、家屋を取得した時の不動産取得税	

年金事務所

名 称	電話番号	業務内容等	QR コード
倉敷東年金事務所	086-423-6150	障害基礎年金、遺族基礎年金、特別障がい給付金	

倉敷市

名 称	電話番号	業務内容等	QRコード
市民課	印鑑登録証明書 マイナンバーカード 086-426-3265 国民年金 086-426-3291	印鑑登録証明書、マイナンバーカード、国民年金に関すること	
生活安全課	086-426-3111	市民相談、専門家による相談に関すること	
市民税課	086-426-3181	市民税に関すること	
資産税課	086-426-3191	固定資産税に関すること	
障がい福祉課	086-426-3305	特別障がい者手当に関すること	
介護保険課	086-426-3343	介護保険に関すること	
国民健康保険課	086-426-3282	国民健康保険に関すること	
医療給付課	086-426-3395	後期高齢者医療制度に関する こと	

用地室	086-426-3465	公共事業の用地補償に関すること	
開発指導課	086-426-3485	開発許可に関すること 公有地の拡大の推進に関する法律の届出に関すること	
公園緑地課	086-426-3495	都市公園の新設に関すること	
街路課	086-426-3541	都市計画道路の新設・改良に関すること	
土木課	086-426-3521	道路の新設・改良に関すること	
建築指導課	086-426-3501	建築・解体に関すること	
農業委員会事務局	086-426-3895	農地法許可・届出に関すること	

用地補償のあらまし 令和6年度作成

倉敷市建設局用地室

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

電話 086-426-3465